

## 広島市が 指定管理者制度の 導入方針を発表

## 経費削減を理由に 市立保育園を民営化 直営施設にも導入

# 「行政のあり方」大変質のおそれ

広島市は先月、「指定管理者制度導入の基本方針」を発表しました。これは地方自治法「改正」で、公の施設の管理委託期限が来年9月までとなり、それまでに「直営」「指定管理者制度の導入」「廃止」、いずれかにする必要があるなかで発表したものです。

基本方針で市は、市立保育園の施設そのものを民間所有に移す「民営化」の方針を突如打ち出しました。市は、「私立のほうが経費が安い」との理由で、経費削減を優先する考えです。

しかし、そもそも保育園をはじめとする市直営の施設は、その管理方針の決断が迫られているわけではありません。それなのに、決断が迫られている他の管理委託施設と抱き合わせで「民営化」という重大問題を発表した市の姿勢は、保護者・関係者らを全く無視したものと言わざるを得ません。

「民間でできることは民間で」という考えは、財界の強力な後押しをうけて小泉内閣が積極的に進めているものであり、行政が果たしてきた役割を市場原理の中で乱暴に踏みこむものです。

### 求められているのは保育予算の拡充

公立と私立の保育園経費の差は大部分が人件費です。私立では、限られた人件費のなかで保育士が経験年数を積みにくい状況があり、研修にも公的な保障はありません。相対的には、公立の方が経験年数を積んだベテランが活躍していると言えます。

いま行政がすべきは、安上がりの保育を押し付けるのではなく、公立・私立問わず保育士が安心して働けるよう保育予算を増やすことです。そうしてこそ、子どもたちが健やかに過ごせ、保護者が安心して預けられる保育が実現できるのではないのでしょうか。

正規(常勤)保育士の平均勤続年数  
**公立18.5年 私立4.8年**  
(2004年4月1日現在)

### 行政の役割とは —— 全市民的な論議が必要です

基本方針は、児童館など市直営の施設をわざわざ指定管理者制度に移行させることを打ち出しています。また、非公募にして現在の管理受託団体を指定管理者にする施設もありますが、これらも更なる経費削減が求められます。さらに、公募で指定管理者を募る施設には、営利企業も参入できる条件が整うことになります。

なにがなんでも「コスト削減先にありき」ではなく、行政の果たすべき役割とは何か、これからの行政のあり方も含めて全市民的な論議が必要です。

市は、来年4月1日からの指定管理者制度導入に向け、今年の6月議会に施設の設置・管理条例「改正」案を提出し、9月または12月議会に指定管理者の指定議案を提出するとしています。また、指定期間については原則4年間としています。

### ● 民間移管(民営化)する施設 : 87施設

施設 (施設数)	現在	備考
市立保育園 (大町第二保育園を除く87園)	直営	条件が整った園から順次民間移管する。それまでは直営とする。

### ● 市直営を維持する施設 : 14,681施設(道路除くと268施設)

施設 (施設数)	直営とする理由
小学校(137)、中学校(61)、高等学校(8)、幼稚園(27)、養護学校(1)	個別法により、指定管理者制度が導入できないもの
市立大学(1)	
身体障害者更生相談所(1)、知的障害者更生相談所(1)、精神保健福祉センター(1)	行政自ら判断しなければならない業務を行うもの
公文書館(1)、消費生活センター(1)、保健センター(8)	個人情報管理を公的責任でなすべきもの
公共下水道(1)	種々の施設が一体であり、その一部に指定管理者を導入することが効果的でないもの
水道(1)	安全性・安定性が求められ、極めて公共性が高いもの
隣保館(2)	直営でなければ国の補助金が受けられないもの
看護専門学校(1)、中央市場(1)、東部市場(1)	当面直営とすることが適当なもの
食肉市場(1)、と畜場(1)、市営さん橋(1)、草津岸壁(1)、道路(14,413)、草津沼田道路(1、有料道路含む)、準用河川(5)、広島市民病院(1)、安佐市民病院(1)、舟入病院(1)	その他直営とすることが適当であるもの

### ● 廃止する施設(廃止検討含む) : 25施設

施設 (施設数)	現在
市営プール(椎原児童プール除く11施設)、公衆便所(7)	直営
深入山自然レクリエーションセンター(1)、勤労青少年ホーム(3)、中小企業会館・分館(1)、市営広島県庁内休日専用駐車場(1)、寡婦寮(1)	管理委託

**公募** 営利企業も含めて幅広く公募する

**非公募** 現在の管理受託団体を指定管理者にする

# 広島市基本方針

## 指定管理者制度導入施設 全一覧

### ● 現在市直営の施設に指定管理者制度を導入：1,094施設(公園除くと150施設)

施設 (施設数)	現在	指定単位	募集方法	備考
広島市民球場(1)	直営	施設ごと	公募	
椎原児童プール(1)	直営	施設ごと	非公募	地元運営委員会が了承しない場合は直営とする。
近隣運動広場(8)	直営	施設ごと	非公募	地元町内会が了承しない場合は直営とする。
児童館(102)	直営	—	—	条件が整い次第、順次指定管理。それまでは直営とする。
墓地(26)	直営	—	—	墓籍簿が整理され次第、順次指定管理。それまでは直営とする。
漁船巻揚施設(1)	直営	施設ごと	公募	
公園(944) ※	直営	施設ごと	非公募	地元町内会等が指定を了承しない場合は直営とする。
中央図書館(1)、こども図書館(1)	直営	施設をまとめる	非公募	
区図書館(8)、まんが図書館(1)	管理委託			

※ 草津公園、西部埋立第五公園、寺迫公園、中央公園(ファミリープール含む)、竜王公園、可部運動公園、瀬野川公園、佐伯運動公園、新牛田公園、牛田総合公園、広島広域公園、広島市植物公園、広島市安佐動物公園以外の公園

### ● 現在管理委託している施設に指定管理者制度を導入【非公募】：28施設

施設 (施設数)	指定単位
平和記念資料館(1)、健康づくりセンター(1)、安芸市民病院(1)、工業技術センター(1)、広島城(1)、こども村(1)、水産振興センター(1)、植物公園(1)、安佐動物公園(1)、広島駅南口地下広場(1)、江波山気象館(1)、郷土資料館(1)、こども文化科学館(1)、交通科学館(1)、地域福祉センター(6、中区は現在直営)	施設ごと
農業振興センター(1)と同センター安佐分場(1)	施設をまとめる
こども療育センター(3)、バスターミナル(3)	各々1単位とする

### ● 現在管理委託している施設に指定管理者制度を導入【公募】：249施設

施設 (施設数)	指定単位
まちづくり市民交流プラザ(1)、現代美術館(1)、区民文化センター(7、中区除く)、広島国際会議場(1)、留学生会館(1)、女性福祉センター(1)、福祉センター(11)、老人福祉センター(3)、老人いこいの家(17)、心身障害者福祉センター(1)、障害者デイサービスセンター(3)、皆賀園(1)、鈴峰園(1、当初のみ非公募)、大町第二保育園(1、幼稚園併設)、火葬場(永安館を除く2施設)、西新天地公共広場(1)、中小企業会館・本館(1)、平和記念公園レストハウス(1)、広島ユース・ホステル(1)、森林公園(1)、草津公園(1)、西部埋立第五公園(1)、寺迫公園(1)、中央公園(1、ファミリープール含む)、竜王公園(1)、可部運動公園(1)、瀬野川公園(1)、佐伯運動公園(1)、広島広域公園(1)、大芝公園(1、交通ランド含む)、道路附属物駐車場(2)、総合防災センター(1)、青少年センター(1)、似島臨海少年自然の家(1)、女性教育センター(1)、映像文化ライブラリー(1)、公民館(68、一部公募も含めて検討中)	施設ごと
三滝少年自然の家(1)とグリーンスポーツセンター(1) / 新牛田公園(1)と牛田総合公園(1) / 文化創造センター(1)と中区民文化センター(1)と国際青年会館(1) / 永安館(1)と高天原納骨堂(1) / 三田市民農園(1)と見張市民農園(1、現在直営)	施設をまとめる
自転車等駐車場(23)、農業集落排水処理施設(8)	各々1単位とする
総合屋内プール(1)、スポーツセンター(11)、庭球場(7)、バレーボール場(1)、運動広場(6)、体育館(3、高陽・河内は現在直営)	区単位にまとめる
路上駐車場(31)、路外駐車場(市営広島県庁内休日専用駐車場を除く5施設)	路上30施設と路外2施設をまとめる。その他は施設ごと

### ● 市営住宅・市営店舗など【公募、非公募】：228施設

施設 (施設数)	指定単位
市営住宅(140)、市営店舗(21)、市営住宅等附設駐車場(63)、市営住宅(3、段原)、市営店舗(1、段原)	安佐南区、安佐北区、安芸区及び佐伯区にある市営住宅及び市営住宅等附設駐車場をまとめて公募
	中区、東区、南区及び西区にある市営住宅、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場をまとめて非公募